

介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月の消費税導入に伴い、介護職員等の更なる処遇向上のために創設された加算です。介護人材確保の取り組みをより一層進化しつつ、経験・技能のある職員に重点化を図りながら現行の「介護職員処遇改善加算」に加えて行われるものとなっています。

○主な算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ一つ以上取り組んでいること。
- ・賃上げ以外の処遇の改善の「見える化」を行っていること。

○基本的な配分ルール

「平均賃金改善額」

- ・①経験・技能のある介護職員（原則勤続10年以上の介護福祉士）は、②その他の介護職員（①以外の介護職員）の2倍以上とすること。
- ・③その他の職種（①、②以外の職種）（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上のもものは対象外）は、その他の介護職員の2分の1を上回らないこと。

○当法人の処遇改善加算、特定処遇改善加算の算定状況（令和4年4月1日現在）

事業所名	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
めずらの里デイサービスセンター	加算Ⅰ	加算Ⅰ
めずらの里訪問介護サービスセンター	加算Ⅰ	加算Ⅰ
グループホームめずらハウス	加算Ⅰ	加算Ⅰ
宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘	加算Ⅰ	加算Ⅰ

○職場環境等要件

見える化要件に基づく当法人の職場環境等要件の実施状況

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	✓ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

資質の向上 やキャリアア ップに向けた 支援	✓	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
		エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
		上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多 様な働き方 の推進	✓	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
		職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓	有給休暇が取得しやすい環境の整備
		業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む 心身の健康 管理		介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	✓	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
		雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	✓	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上 のための業 務改善の取 組		タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
		高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	✓	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	✓	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働 きがいの醸 成	✓	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供